



## 図書館からの報告事項

### 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

1月7日に政府が発出した緊急事態宣言、東京都の緊急事態措置を鑑み、1月8日から図書館の開館時間等を以下の通り変更しています。(緊急事態宣言が解除後も3月31日まで継続予定。)

#### (1) 中央図書館、鶴川駅前図書館の開館時間

(通常)	火曜・水曜・金曜	10:00～20:00
	木曜・土曜・日曜・祝休日	10:00～17:00
(変更後)	火曜・水曜・金曜	10:00～ <u>19:00</u>
	木曜・土曜・日曜・祝休日	10:00～17:00

#### (2) 鶴川駅前図書館、忠生図書館のセルフ予約本受取コーナー

(通常)	開館時間～閉館後20:00まで
(変更後)	開館時間～閉館後 <u>19:00</u> まで

※その他の館の開館時間に変更なし

### 2. 再開館後の状況

12月	今年度(開館23日)	前年度(開館20日)※	対前年比
貸出点数	232,633点	207,365点	112.2%
貸出利用者数	76,285人	70,681人	107.9%
予約受付点数	52,133点	41,068点	126.9%
新規登録者数	658人	464人	141.8%
来館者数	133,000人	127,468人	104.3%

※2019年12月はシステム更改による臨時休館あり。中央20日 地域館19日開館

1月	今年度(開館24日)	前年度(開館22日)	対前年比
貸出点数	241,659点	227,828点	106.1%
貸出利用者数	81,328人	78,888人	103.1%
予約受付点数	56,583点	47,964点	118.0%
新規登録者数	648人	636人	101.9%
来館者数	137,588人	155,509人	88.5%

2月	今年度(開館23日)	前年度(開館25日)	対前年比
貸出点数	242,105点	267,150点	90.6%
貸出利用者数	83,246人	91,281人	91.2%
予約受付点数	57,065点	50,545点	112.9%
新規登録者数	714人	658人	104.2%
来館者数	145,299人	172,344人	84.3%

### 3. 町田市教育委員会、議会などの動向

#### (1) 町田市教育委員会

##### ①1月8日 第10回定例会

議案第36号 町田市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者施制度の基本的方針について (※)

議案第37号 町田市立鶴川駅前図書館への指定管理者制度の導入について (※)

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる町田市教育委員会の対応について ⇒ 図書館に関しては1/8から開館時間の短縮を報告

##### ②2月5日 第11回定例会

議案第41号 町田市立図書館条例(案)について (※)

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる町田市教育委員会の対応について ⇒ 図書館に関しては開館時間短縮の継続を報告

##### ③3月8日 第12回定例会

報告事項(4) 「町田市読書マップ」の作成及び配布について

報告事項(5) 「ひとことPOPコンテスト」開催結果について

(※) の議案については、3月議会の議決案件に関連するため議事は非公開

#### (2) 町田市議会第1回定例会(2月19日～開催中)

##### ①図書館に関連する議案

・第1号議案 令和2年度町田市一般会計補正予算

・第21号議案 町田市立図書館条例 【資料①-2】

⇒ ・町田市立図書館設置条例を全部改正

・指定管理者による管理等に関する規定を整備

・図書館の休館日、開館時間等に関する規定を整備(従来は規則)

・第29号議案 令和3年度町田市一般会計予算

##### ②第21号議案に関する質疑(3月5日)

・森本せいや議員

(1) 指定管理者制度を図書館に導入するにあたり、そのメリット及びデメリットを冷静に分析しているか。

(2) 全国の成功例、一部報道に見られるような不適切な例をしっかりと把握しているか。

・田中美穂議員

(1) 市立図書館への指定管理者制度の導入はどこで検討され、どのように決定されたのか。

(2) 今回の条例改正によって指定管理者制度を導入できる図書館はどこか。

(3) 導入する場合、どのような手続きが必要になるか。

(4) 鶴川駅前図書館は複合施設の中にあるが、指定管理の範囲はどうなるのか。

##### ③文教社会常任委員会

2月22日 第1号議案(補正予算) ⇒ 全員賛成 ⇒ 2/24本会議原案可決

3月11日 第21号議案(条例改正) ⇒ 賛成多数 ⇒ 3/29本会議にて表決

第29号議案(当初予算) ⇒ 賛成多数 ⇒ 3/29本会議にて表決

行政報告 「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の取組状況について 【資料①-3】

## ④一般質問

3月17日

- ・田中美穂議員「鶴川図書館の存続を求めて」
  - (1) 鶴川図書館が地域に果たす役割について認識を問う
  - (2) 議会で採択された請願にもとづいて、公立図書館として存続すべきだがどうか
- ・おぜき重太郎議員「図書館の広域利用について」
  - (1) 相互利用の状況は。

3月18日

- ・三遊亭らん丈議員「町田市立図書館の現状と今後について」
  - (1) 町田市立図書館は市民の声をどのように反映させているのか。
- ・新井よしなお議員「会議室やホール等公共施設のネット環境について」
  - (2) 公共施設のWi-Fi整備状況はどうか。※再質問で図書館に言及

3月22日

- ・殿村健一「まちづくりにおける公立図書館の役割について問う」
  - (1) 公立図書館の役割をどう認識しているか
  - (2) 移動図書館の役割と今後の取り組みについて問う
  - (3) これからのまちづくりに公立（市立）図書館をしっかりと位置付けるべきと考えるが、どうか

**4. 「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づく取組状況など**

(☞下記以外は資料①-3 参照)

**(1) 図書館アンケートの集計結果について**

- ・アンケート実施日：10月13日～10月18日
- ・調査対象：市立図書館8館の来館者
- ・回収サンプル数：1,853件

**(2) ひとことPOPコンテストの結果について**

- ・応募総数：413作品 受賞作品3点はしおりに加工し、市内協力施設で配布

町田市立図書館条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市立図書館条例

町田市立図書館設置条例（昭和33年10月町田市条例第49号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、町田市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

### （事業）

第3条 図書館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）法第3条に規定する事項に関する事業

（2）前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

### （指定管理者による管理）

第4条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

### （指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第3条に規定する事業の実施に関すること。

（2）図書館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持及び管理に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する業務

### （指定管理者の指定等）

第6条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) これまでの実績から施設等の管理の業務について相当の知識及び経験を有すること。

(2) 前条に規定する業務を効率的かつ効果的に行うことができること。

(3) 前条に規定する業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(個人情報保護)

第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。

(2) 管理の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(3) 第6条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継

続させることが適当でない認められるとき。

(開館時間)

第9条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 火曜日、水曜日及び金曜日（これらのうち国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）となる日を除く。）

午前10時から午後6時（町田市立中央図書館及び町田市立鶴川駅前図書館にあっては、午後8時）まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前10時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。ただし、指定管理者が開館時間を変更するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(休館日)

第10条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 毎月の第2木曜日

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に掲げる日が休日となるときは、その日を開館日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる日が休日となるときは、その日に代えて、その日の翌日を休館日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(入館の制限)

第11条 教育委員会又は指定管理者は、図書館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第12条 施設等を損傷し、又は図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。）を亡失し、滅失し、若しくは損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償を免除し、又はその額を減額することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(町田市鶴川緑の交流館条例の一部改正)

2 町田市鶴川緑の交流館条例（平成23年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(町田市立鶴川駅前図書館) 第20条 第2条第2号の町田市立鶴川駅前図書館の設置及び運営については、 <u>町田市立図書館条例(令和3年3月町田市条例第 号)</u> の定めるところによる。	(町田市立鶴川駅前図書館) 第20条 第2条第2号の町田市立鶴川駅前図書館の設置及び運営については、 <u>町田市立図書館設置条例(昭和33年10月町田市条例第49号)</u> の定めるところによる。

別表（第2条関係）

名称	位置
町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目2番9号

町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目 1 3 番 2 3 号
町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目 7 番地 2
町田市立金森図書館	町田市金森東三丁目 5 番 1 号
町田市立木曾山崎図書館	町田市山崎町 2, 1 6 0 番地
町田市立堺図書館	町田市相原町 7 9 5 番地 1
町田市立鶴川駅前図書館	町田市能ヶ谷一丁目 2 番 1 号
町田市立忠生図書館	町田市忠生三丁目 1 4 番地 2

## 「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の取組状況について

町田市立図書館のめざす姿を実現させるため、「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に掲げた「図書館サービス」、「図書館資源の再配分」、「図書館の運営体制の確立」についての取組を進めています。2020年度の取組を中心に以下のとおりまとめましたので報告いたします。

### 1 図書館サービス充実に向けた主な取組

#### (1) 相互利用の拡大

2020年11月1日から横浜市立図書館との相互利用を開始しました。横浜市との相互利用開始により、10市の図書館を利用できるようになり利便性が向上しました。

#### 【相互利用自治体】

相模原市、八王子市、府中市、調布市、日野市、多摩市、稲城市、川崎市、大和市、横浜市

#### (2) 移動図書館の出張運行・体験学習

定期巡回場所を見直して、冒険遊び場やイベント会場などに出向くなど、2020年7月から新たな運行を試行しました、また、子ども達が本に触れる機会を充実させるため、保育園・幼稚園などへの運行も行いました。

(2020年7月～2021年1月実績)

	せりがや 冒険遊び場 【概ね月1回】	芹ヶ谷公園 Future Park Lab (フューチャーパークラボ) 【11/14】	保育園・幼稚園 (4園) 【概ね月1回】	出張運行等 合計 【7月～1月】
貸出冊数	234	39	1,269	1,542
貸出者数	57	15	-	72
来館者数	319	200	993	1,512

#### (3) 「えいごのまちだ」の推進

英語の効果的な学習法の一つである「英語多読※」のコーナーを、2020年6月から中央図書館、鶴川駅前図書館、忠生図書館に設置しました。併せて、英語多読を紹介する講座を実施しました。

※それぞれの人のレベルに合った英語の本をたくさん読むこと。

#### (4) 読書マップ作成

暮らしのなかで気軽に本と出会えるきっかけをつくるため、本に触れ合える場を集約したマップを作成します。地域文庫や大学図書館、まちライブラリー、町田市の施設など73カ所掲載しています。

#### (5) 中高生の居場所づくり

2020年10月から、中高生の居場所づくりとして中央図書館において、土日祝日に既存の集会室を有効活用したグループ学習用スペース「わいわいキャレル」の提供を始めました。2021年1月31日時点で延べ55組124名に利用していただきました。

## 2 図書館資源の再配分・運営体制の確立に向けた取組

### (1) 職員の役割整理と定型業務の外部委託

2020年度からの会計年度任用職員制度開始をきっかけとして、職員の役割整理をするとともに、中央図書館の定型業務の一部を外部に委託し、業務の効率化と運営コストの適正化を進めました。

### (2) 指定管理者制度導入

2022年4月からの鶴川駅前図書館への指定管理者制度の導入に向けて準備を進めています。制度導入に向けた状況については次のとおりです。

#### ① 指定管理者に求めることの検討

鶴川駅前図書館を管理運営する際の基本的な考え方や、サービス充実のために指定管理者に求めることを仕様書などで示すことで、サービス水準の維持向上を図ります。

	指定管理者に求めること	概要
1	管理運営の基本方針	<p>町田市立図書館のめざす姿や運営理念の実現に向けて管理運営を行うことを求めます。また、図書館サービスの基本的な方向性を示し、方向性に沿った管理運営を求めます。</p> <p>&lt;図書館サービスの基本的な方向性&gt;</p> <p>(ア) 地域の構成員として地域との連携に力を入れる。</p> <p>(イ) 立地特性を活かした図書館サービスを展開する。</p> <p>(ウ) 町田市立図書館を構成する1つの館でありつつ、民間事業者ならではの図書館サービスを積極的に実施する。</p>
2	利用者数の増加や利用者満足度の向上	<p>「大和市」では従来の図書館の概念に捕らわれず、居場所としての機能充実を図り、利用者の増加を実現。</p> <p>「立川市」では、利用者アンケートの結果から高い利用者満足度を得ており、「東久留米市」では、期待以上に利用者サービスの向上が実現。</p> <p>⇒利用者サービス向上策の提案を受けることで、開館日時の延長などサービスの充実を進めます。</p>
3	指定管理事業者の工夫やノウハウによる新たなサービスの導入	<p>「千代田区」では、図書館だけでなく地域の情報を提供する図書館コンシェルジュの設置や、「千葉県八千代市」では、子ども連れの利用者に向けて一時保育サービスを提供する育児コンシェルジュを導入。いずれも高い評価を得ています。</p> <p>⇒指定管理者に求める「図書館サービスの基本的な方向性」に沿った取組の提案を受け新たなサービスの導入を目指します。</p>
4	効率的な運営	<p>「立川市」や「東久留米市」などでは運営状況のモニタリングや評価において、導入前に比べて経費削減状態が継続していることや期待通りの効率運営がなされていると評価されています。</p> <p>⇒選定時に提案金額や事業計画を受けて、効率的な運営を目指します。</p>

## ② 指定管理者制度導入への懸念事項などへの対応

生涯学習審議会や図書館協議会、7月に行った鶴川駅前図書館利用者アンケートでいただいた指定管理者制度導入への懸念事項について以下のとおり対応します。

	懸念事項	対応事項
1	貸出冊数の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書購入費は、図書館が予算を持ち、町田市立図書館としての水準を維持します。</li> <li>・選書の最終決定は、教育委員会が行います。</li> </ul>
2	コスト削減効果への疑問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間中に行う管理運営状況評価において、収支状況の確認をします。</li> <li>・サービス低下を防止するため、定期的な利用者アンケート調査を実施します。</li> </ul>
3	適切な運営が継続されない恐れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定管理者に求める図書館サービスの方向性」を示して、町田市立図書館を構成する1つの館として運営することを求めます。また、指定管理者が適切な管理運営をしているか中央図書館でチェックします。</li> </ul>
4	職員の専門性や継続性の確保への懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性を確保するため、一定程度の司書率を求めます。</li> <li>・引継ぎ業務は教育委員会の承認をもって完了となるなどと仕様書に記載し、指定管理者が替わる場合でも継続性が担保できるようにします。</li> </ul>
5	個人情報が適切に扱われない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市個人情報保護条例や同施行規則、町田市情報セキュリティ基本方針を遵守し、適切な運営をすることを求めます。</li> <li>・個人情報保護体制などに対する評価や認証を受けていることを求めます。</li> </ul>

## ③ 今後のスケジュール（予定）

- 2021年2月 「町田市立図書館設置条例」の改正について議案提出
- 2021年4月 鶴川駅前図書館の指定管理者の募集開始
- 2021年6月 町田市指定管理者候補者選考委員会開催
- 2021年9月 鶴川駅前図書館の指定管理者の指定について議案提出
- 2022年4月 指定管理者による管理運営開始

### (3) 鶴川図書館の再編

鶴川図書館の再編を通じて公共空間としての新たな価値をつくるため、残すべき機能や新たな機能、運営方法などについて地元の方々の意見を伺いながら進めています。意見交換の状況や対話の場の状況、今後の予定については次のとおりです。

#### ① 地域団体などへの説明・意見交換の実施状況

図書館に関連した活動をする団体、地域文庫、鶴川地域の子どもの学習支援やフードバンクなどに取り組む活動団体、小学校などを訪問し、鶴川図書館の再編について、説明と意見交換を行っています。

- ・実施期間：7月1日（水）～ 継続中
- ・実績：延べ20回、158人（24団体）（2021年2月12日時点）

<主なご意見>

- ・地域に新たな価値がつけられるのなら再編をすすめるのが良いと思う。
- ・人が集まる場として図書館が残ってくれるのならば良い。
- ・最低限、図書館システムへの接続と司書の常駐はしてほしい。

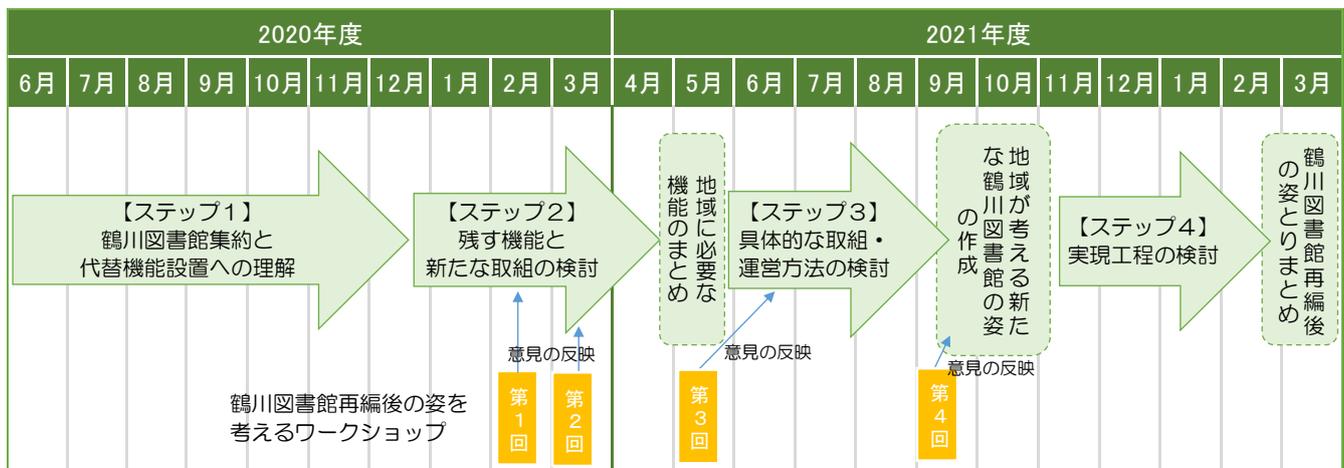
## ② ワークショップの実施状況

鶴川図書館利用者や地域の皆様との対話の場として、「鶴川図書館再編後の姿を考える」ワークショップを実施しています。鶴川団地に残す図書館の機能や公共空間としての新たな価値、地域での運営など再編後の姿の検討を進めます。

<実施概要>

- ・実施時期：第1回 2021年2月20日（土）、第2回 2021年3月13日（土）
- ・対象者：鶴川地域に在住・在学・在勤の方
- ・定員：各30名
- ・場所：鶴川市民センター

## ③ 今後のスケジュール（予定）



## （4）予約受け渡し場所の拡充

玉川学園コミュニティセンターの開所に併せて、予約資料受渡しサービスを開始します。予約資料受渡しサービスの実施場所は、小山市民センター、南町田駅前連絡所、子どもセンターぱお分館、成瀬コミュニティセンターの4カ所から5カ所に増えます。

## 指定管理者に対するチェック及び管理運営状況評価について

指定管理者によって提供される図書館サービスの水準について確認するモニタリングや管理運営状況を総括・評価する管理運営状況評価を実施します。こうした取組によって、指定管理者を監理し、確認・評価・改善の流れをつくります。

### 1 モニタリング

#### (1) 概要

指定管理者の管理運営状況が市の要求水準に対し適切な状態にあるかを確認するため、ヒアリングや各事業報告書の確認、利用者アンケートなどを実施します。

#### (2) 実施項目と内容のイメージ

No.	項目	時期	概要
1	業務日誌	日次	日々の業務実施状況を記録した「業務日誌」を指定管理者に作成させます。
2	月次事業報告	月次	各月の来館者数や貸出数などの利用状況や指定管理者のサービス向上などの取組をまとめた「月次事業報告書」の作成を求めます。
3	連絡調整会議	月次	日報や月次事業報告書をもとに、指定管理者との会議を開き、管理運営上の課題を含めて詳しく確認をして、必要に応じて改善の指示を行います。
4	年間事業報告書	年次	管理業務の実施状況や利用状況、収支状況、指定管理者のサービス向上などの取組をまとめた、「年間事業報告書」の作成を求めます。
5	利用者アンケート調査	年次	利用者の声を確認し、施設やサービスの改善につなげるため、「利用者アンケート調査の手引き」に基づき指定管理者が利用者アンケート調査を実施します。
6	会計経理モニタリング	年次	会計経理に関する事務の適正性を確保するため、帳簿などの確認を行います。実施結果は、管理運営状況評価に反映されます。
7	労働条件モニタリング	年次	労働条件の悪化はサービスの低下につながるため、指定管理事業を業務内容としている従業員の労働条件を確認します。

### 2 管理運営状況評価

#### (1) 概要

事業報告書やモニタリングの内容について、あらかじめ設定した項目や基準によって評価をします。評価は、「サービスの質」「業務の履行状況」「サービスの安定性」の3つの視点から行い、1年間の管理運営状況を5段階で総合的に評価しています。項目や基準は、募集時に示す選定基準に基づき設定します。

評価結果は、町田市ホームページに公表されます。また、「町田市指定管理者管理運営状況評価委員会」の検証対象となります。

**(2) 実施時期**

当該事業年度の翌年度7月～9月

**(3) 評価指標の候補**

- ① 利用者満足度
- ② 来館者数
- ③ 貸出冊数

**3 改善等の指示及び指定管理業務の見直し**

モニタリングや管理運営状況評価の結果に基づき、指定管理者に改善等の指示を行います。また、次の事業年度に向けてモニタリング手法等の見直しを行います。

さらに、次の指定管理者の募集に際しての業務仕様書や評価項目等の見直しの判断材料にします。

## 移動図書館サービスに関する取組項目への意見について

第9回協議会から、中長期的な視点からの図書館サービス拠点の姿について、幅広くご意見をいただいております。

さらにご意見をいただくため、以下に、第9回協議会での意見のまとめや、事務局で整理した図書館サービス拠点の姿の案や他自治体の状況をまとめましたので、引き続き幅広くご意見をいただきたくお願いいたします。

### 1 第9回協議会の振り返り

前は、以下のようなご意見をいただきました。

《 事務局作成の、図書館サービス拠点の姿(案)について 》

全体	・町田市周辺の、相互利用協定で利用できる館等も地図に掲載しておき、合わせて検討するようにしてほしい。
(1)現状維持	—
(2)学校図書館の地域開放	・セキュリティやコロナウイルス感染防止のため、現状は大変難しい。 建替えを機に学校(図書館)を予約受渡し場所としたり、学校と市立図書館との複合施設にしたりして、地域のコミュニティスペースになることには希望が持てる。 ・学校から地域開放部分の担い手は出せないだろう。
(3)移動図書館の再編成	・BM車が確保できるのであれば、全体が網羅できて良い。 ・狭い道・場所も多いから、小型化は検討の余地あり。 ・BMがWI-FIアクセスポイントになる、長時間停車やイベント(紙芝居、カフェ等)の実施など、新しい売りが考えられるかもしれない。
(4)予約資料受渡し場所拡充	・予約資料受渡しは、館やBMの代替えとはならない。館やBMを減らさず拡充できるなら良い。 ・予約受渡し場所の拡充を考える際、設置場所によって利用状況がかなり変わることも念頭に入れておいてほしい。 ・海外では、本の自動貸出機が地下鉄の各駅にあるという例があった。利便性と、人件費削減を目指しているらしい。
(5)資料配送サービス導入	・一律有償だと、住む場所による不平等が発生する。 ・利用者負担もありだが、どこまでなら無償とするかという検討は重要。
(6)電子書籍サービス導入	・経費がまだ高額。短中期ではBMの代替えにはならないだろう。 ・各家庭のインターネット接続環境やパソコン等保有の格差が埋められていることも必要になってくる。

### 2 【事務局作成】図書館サービス拠点の姿(案その2)について

第9回でのご意見を受けて事務局作成案を整理し、より具体的な4つの案を作成しました。

どの案が良いかを選んでいただくのではなく、それぞれの案について期待できることや懸念、取組の

組合せなど幅広くご意見をお願いいたします。(資料③-2 地図、資料③-3 補足も参照)

(1) 学校図書館の地域開放+移動図書館(1台)案

① 概要

- ・ 学校の新築・改築に合わせて、地域開放図書コーナーを設置する。学校図書館用資料以外に、一般貸出用図書・雑誌等を4,000冊程度設置。町田市立図書館の予約資料受渡も実施する。
- ・ イベントと、学校がない地域への巡回のため、移動図書館を1台運行させる。

② 移行プロセス

- ・ 学校の新築や改築は超長期の期間になると考えられるため、現在の移動図書館3台は順次買替を行う。運行可能な巡回場所の拡大と運転手の確保のため、車両は小型化する。
- ・ 新築・改築する学校の時期や場所が分かりしだい、積極的に学校図書館の地域開放を進める。運営は他自治体の事例を参考にする(下記③も参照)。
- ・ 学校図書館の地域開放に合わせて、移動図書館を縮減する。

③ 他市事例・コスト

■横浜市…業務委託で市民図書室を運営

- ・ 原則週2日(日曜+1)、各2時間程度(学校併設のコミュニティハウス市民図書室除く)
- ・ 蔵書数2,600冊、4,300冊、7,600冊など、場所によって差がある。

委託料 29,322,000円(81校分) 平均@362,000円

(「令和2年度事業計画書-学校開放事業」より)

■神戸市…学校施設開放運営委員会で運営(運営費、図書購入補助、管理者報酬あり)

- ・ 82校で実施(2020年6月現在)
- ・ 週4日前後、各3時間ぐらいが多い
- ・ 蔵書数3,500冊、4,400冊など

運営費:貸出者数により 24,000~36,000円

図書購入費: // 100,000~150,000円

(新設の場合360,000)円

管理者報酬:開室時間数により186,000~

411,000円

⇒最低額(貸出実績499人以内、開室300~399.5時間) 310,000円

最高額( // 1,500人以上、開室700時間以上) 597,000円

(神戸市立学校施設開放事業要綱 平成27年3月より)



神戸市プラザ本山(本山小学校)

■市川市…図書館所管の非常勤職員+ボランティアによる直営(担当人数不明)

- ・ 4室、毎週水・土・日の10~16時開室
- ・ 蔵書数15,500~20,000冊

資料費1,288,000円(4室分合計) 平均@322,000円

(「市川市の図書館2019」より)

## (2) 移動図書館拡充案

## ① 概要

- ・ 移動図書館で町田の市域全体をカバーする。巡回場所の数でカバーするので、1ヶ所には現在と同じくらいの時間（40分前後）の滞在が原則となる。
- ・ 運行可能な場所の拡大と運転手の確保のため車両は一部小型化して、4台体制にする。車両編成は、大型（3,500冊）1台、中型（2,000冊）1台、小型（1,000冊）2台。
- ・ 1台増加により、巡回場所を増やすか一つの巡回場所に長時間滞在できるようにする。
- ・ 学校図書館の地域開放や予約資料受渡し場所の拡充は行わない。必要な場所には移動図書館を派遣する。

## ② 移行プロセス

- ・ 現在の移動図書館3台は順次買替を行う。
- ・ 車両の小型化に合わせて、イベント運行を拡大させ、利用成果を積み上げる。
- ・ 小型化による経費削減とイベント運行実績の成果により車両を1台増加させる。

## ③ 移動図書館の導入コストについて

以下のとおり、同じくらいの冊数が載る車でも、仕様・オプションにより、かなり金額に幅がある。最近では賃貸借という導入方法も出てきている。

サイズ感	搭載冊数	導入方法		価格	電動テント	電動リフト	書架 (材質、配置)	その他 (装備・オプション)
ミニ	500	購入	明石市	非公開※1		(不明)	不明 外側左右	
小型	1200	〃	川口市	約950万	×	×	鉄 外側左右後ろ	
	1300	〃	東金市	約900万	×	×	鉄 外側左右後ろ	
中型	1800	〃	四街道市	約1700万	○	○	木 外側左右・内側左右	
	〃	〃	西条市	約1200万	×	○	木 外側左のみ・内側左右	
	2000	賃貸借 (※2)	三鷹市	5年で 約1300万	○	×	木 外側左のみ・内側左右	
	〃	賃貸借	松戸市	月6万	×	○	なし(ブックトラックを4台乗せて、高齢者施設等を巡回)	
大型	3000	購入	神戸市	約1800万	○	×	鉄 外側左右・内側左右	ヒーター
	〃	〃	明石市	非公開※1	○	○	(不明)	テントはドア上部のみ
	3500	賃貸借	仙台市	月30万	×	×	木 外側左右・内側左右	オート折戸
		購入	別府市	約1500万	○	×	鉄 外側左右・内側左右	

※1 明石市BM「500冊と3000冊の2台合わせて約3000万」までは公開情報

※2 三鷹市の賃貸借料には、自動車税・重量税・自賠責保険料、定期メンテナンス・一般修理費用が含まれる。

《参考》町田市の移動図書館車両  
(3500～4000冊搭載)

	取得価格	購入年
1号車	¥13,650,000	2007
2号車	¥13,619,000	2000
3号車	¥13,885,998	2005

## (3) 予約資料受渡し場所拡充+移動図書館（1台）案

## ① 概要

- ・ コンビニやスーパー、新設・改築される学校などに予約資料受渡し場所を設置する。
- ・ 地域の人々の生活動線を考えて、場所を設定する。
- ・ 予約資料受渡し場所を設置できる施設がない地域やイベントのため、移動図書館を1台運行させる。

## ② 移行プロセス

- ・ 設置場所の選定や活用状況確認のための実証実験を行う。
- ・ 実証実験の結果を検証し、市域内で予約資料受渡し場所を設置できる施設を探す。
- ・ 設置状況に合わせて、移動図書館を縮減させる。
- ・ 予約資料受渡し場所を設置できる施設がない地域やイベント運行のための移動図書館を買い替える。買替の際には、運行可能な場所の拡大と運転手の確保のため車両は小型化する。

## ③ 他市事例・コスト

## ■所沢市 コンビニエンスストア図書等取次事業

- ・ 2020年度現在、7店舗（+公民館分館）
- ・ 事業決算額(※)10,767,000円 正規職員人件費0.57人4,738,000円+臨時職員3.90人
- ・ 1店舗あたりの平均事業費1,538,142円（正規職員人件費含む：2,215,000円）
- ・ 年間貸出 利用者数32,890人、45,366冊  
（令和2年度事務事業評価表より）※決算額は見込み

- ※ 毎年、閉店や取次サービス辞退への対応があり、代替え店が見つからなかった地区は公民館分館での取次事業を開始したとのこと。



予約資料のみの取次  
（専用袋でやり取り）

## (4) 資料配送サービス網の構築案

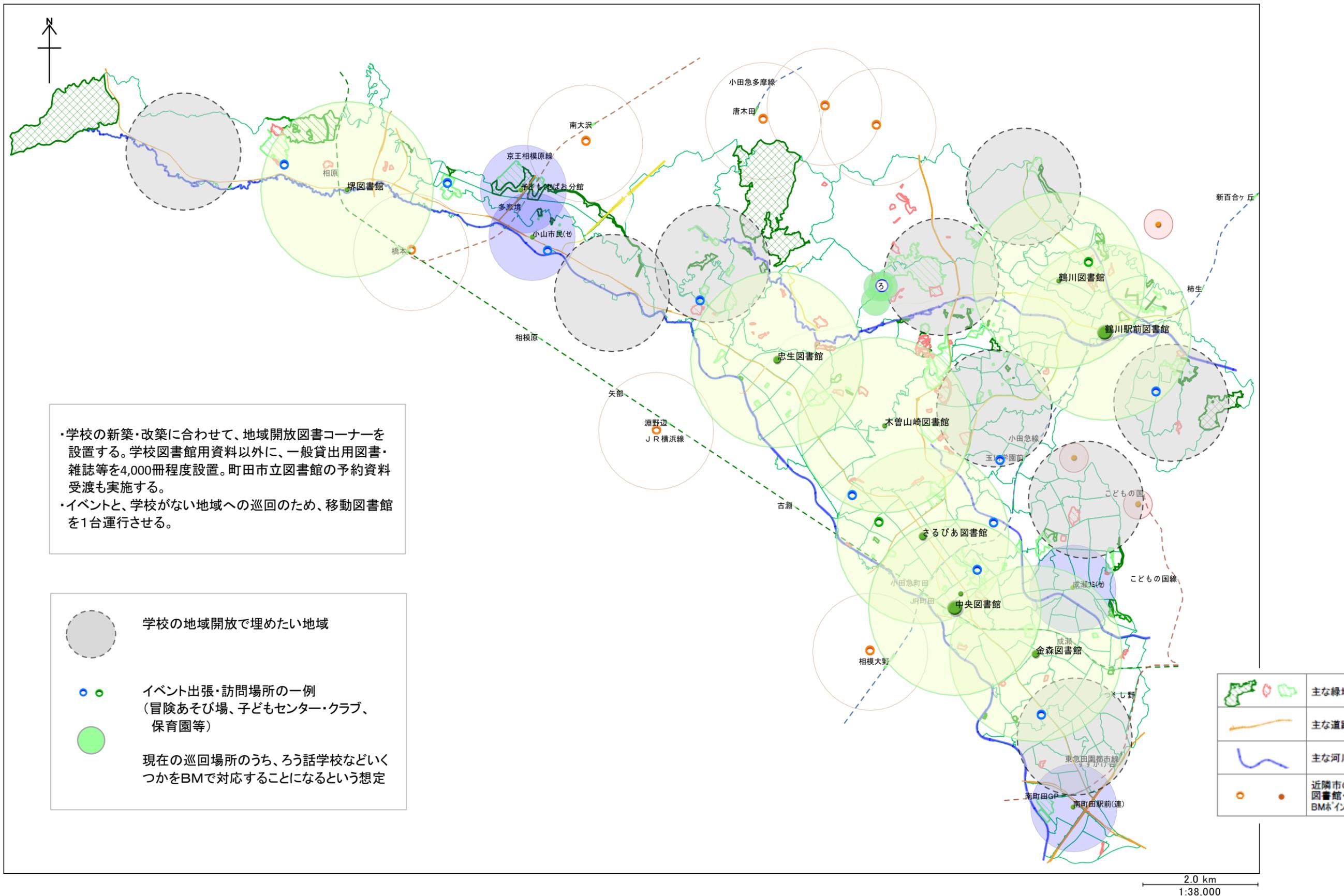
## ① 概要

- ・ インターネットで予約した資料を自宅に無償配送する。
- ・ 無償で自宅に配送することから、移動図書館や予約資料受渡場所は廃止する。

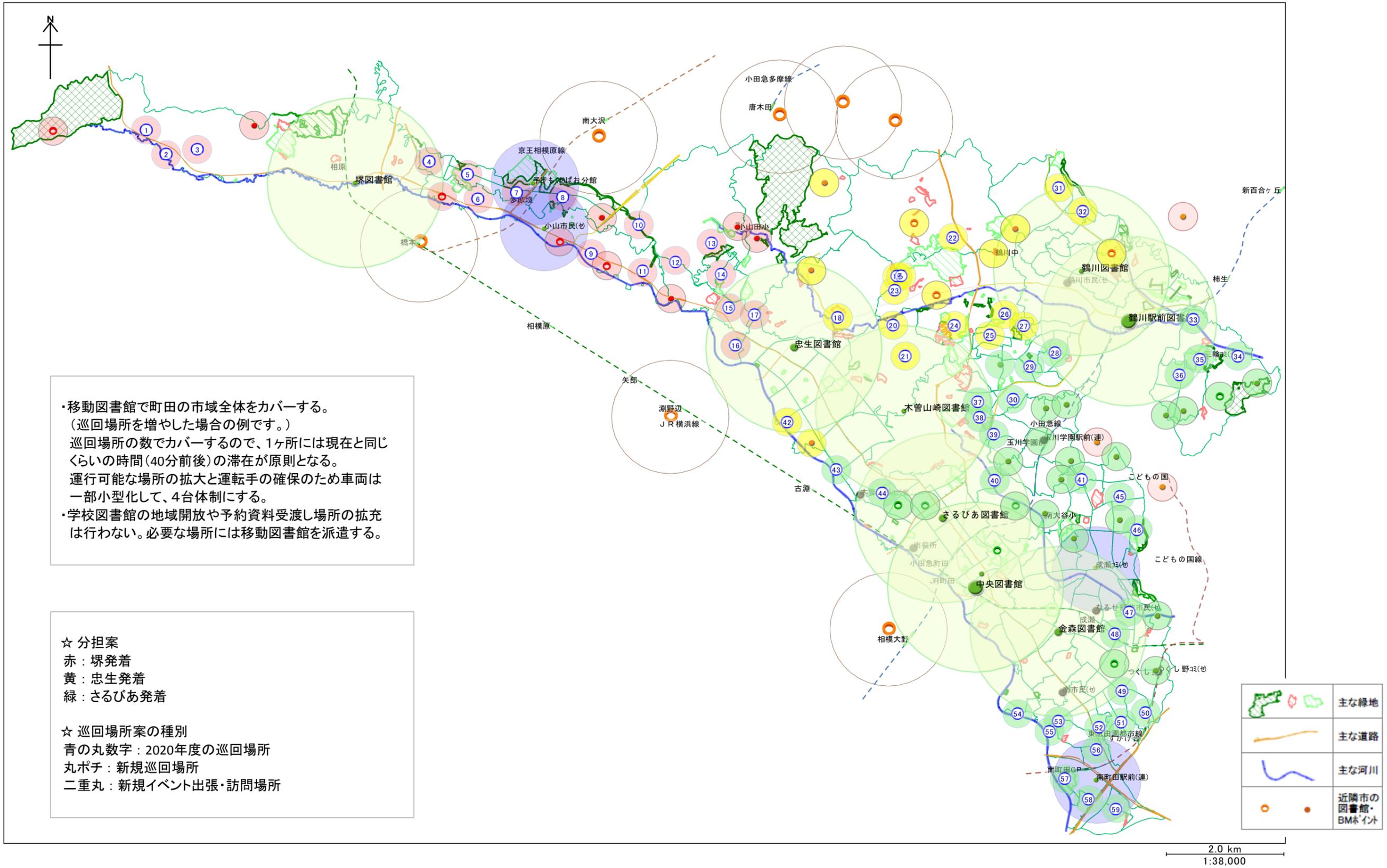
## ② 移行プロセス

- ・ 最初に導入するエリアを設定する。
- ・ 順次、資料配送サービスエリアを拡大していき、市域全体をカバーする。
- ・ 移動図書館と予約受け渡し場所は、エリア拡大に合わせて削減をする。

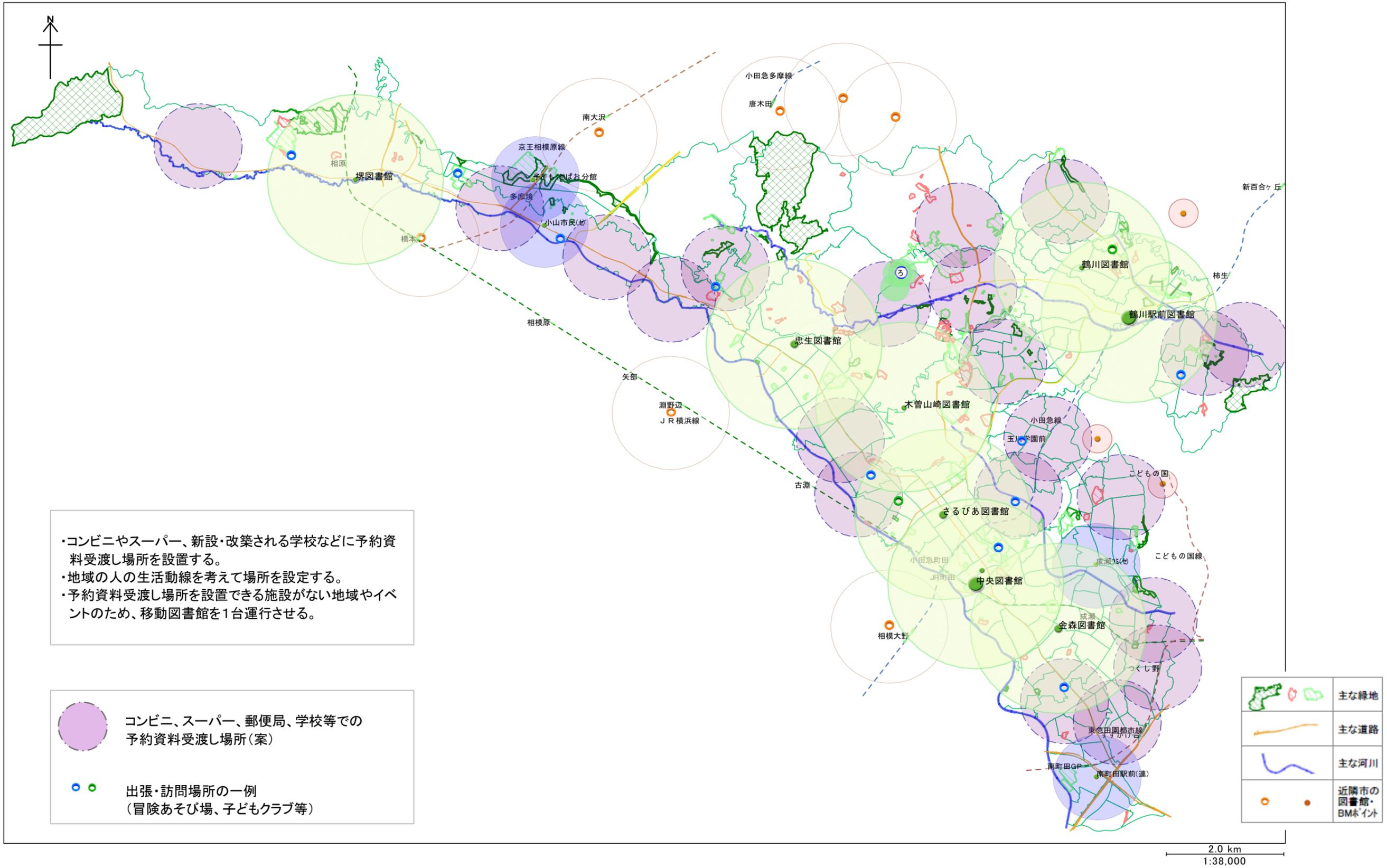
(1) 学校図書館の地域開放+移動図書館(1台)案



(2) 移動図書館拡充案



(3) 予約資料受渡し場所拡充+移動図書館(1台)案

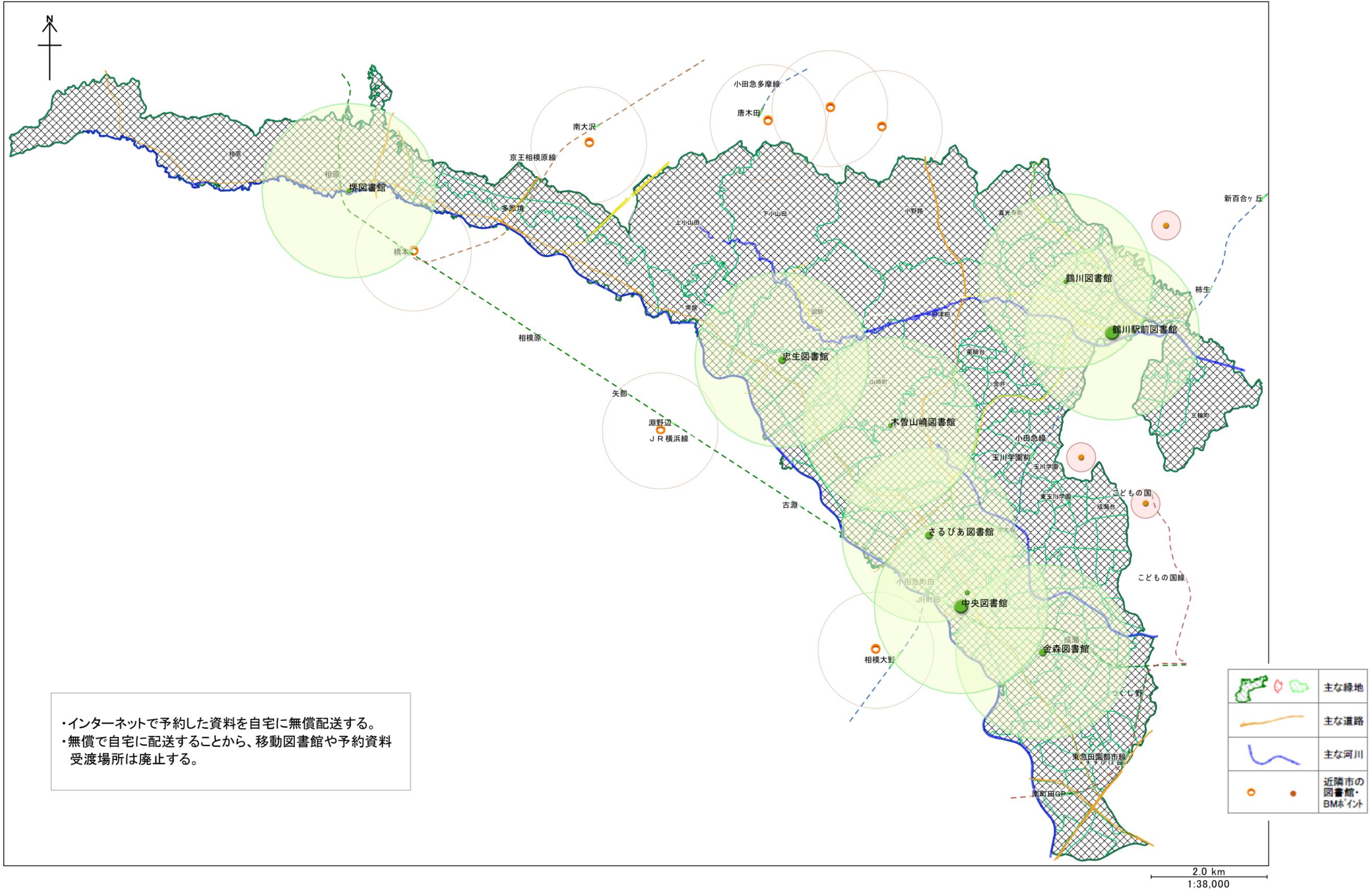


- ・コンビニやスーパー、新設・改築される学校などに予約資料受渡し場所を設置する。
- ・地域の人の生活動線を考えて場所を設定する。
- ・予約資料受渡し場所を設置できる施設がない地域やイベントのため、移動図書館を1台運行させる。

- コンビニ、スーパー、郵便局、学校等での予約資料受渡し場所(案)
- 出張・訪問場所の一例 (冒険あそび場、子どもクラブ等)

	主な緑地
	主な道路
	主な河川
	近隣の図書館・BMイベント

(4) 資料配送サービス網の構築案



## 【資料】 移動図書館車の装備・オプションの例

### ☆電動テント

町田市のそよかぜ号のテントは左右と、後ろのドアの上。日除け、雨除けとして。



横の雨除けは、別途手作業で取り付け ⇒

### ☆電動リフト

車いす利用者の乗車のほか、図書館の配架・除架作業用にブックトラックを上げるために使用。



リフトの装備でより安全に



↑ 明石市ホームページ

> 市政情報

> 広報

> 撮れたて情報平成30年7月1日より

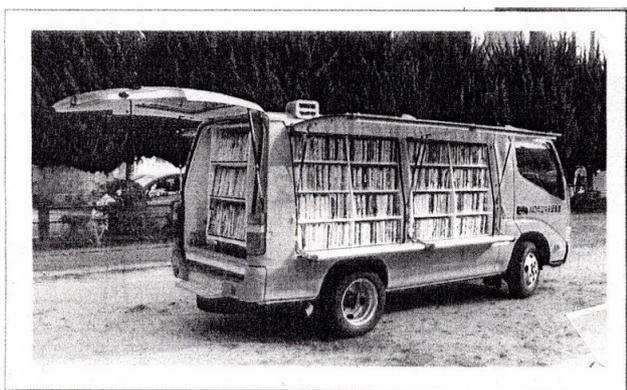
明石市BM(3000冊搭載)の例

↑ 林田製作所発行

「図書館車の窓 115号」より

西条市BM(2500冊搭載)の例

### ☆小型BMの、外側左右と後ろの書架の様子



林田製作所発行

「図書館車の窓 115号」より

川口市BM(1200冊搭載)の例